

# 山梨県公報

号外第四十七号  
平成十五年七月二十一日 月曜日

定例監查

(1) 監査実施所屬、監査実施日及び監査の結果は、平成25年1月24日発行（山梨県公報号外第四号）山梨県監査委員告示第二号とのおり

立成二十三

監查委員會

### 監査の結果に基づく措置状況

監查委員

山梨県監査委員告示第九号

査の結果に基づき講じた措置について通知があつたので、次のとおり公表する。

同 同 同 山  
梨 縣 監  
查 委 員

(1) 監査実施所属、監査実施日及び監査の結果は、平成25年1月24日発行（山梨県公報第44号）山梨県監査委員告示第二号のこと
(2) 監査の結果、指摘事項及び指導事項があつた所属が講じた措置の内容

監査対象所属	企画県民部 消費生活安全課	
監査対象期間	平成 2 3 年度	
監査実施日	平成 2 4 年 6 月 8 日、7 月 11 日	
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）	
(指導事項) 1 件 (支出 1)	<p>1) 山梨県消費生活相談員に対する報償費について、山梨県消費生活相談員報償費支払要領には相談員を年度の途中に委嘱した場合及び年度の途中で委嘱を取り消した場合における取扱いは規定されているが、死亡した場合については特に規定されていないことから、年度途中に死亡した相談員に対して報償費が全額支給されていた。</p>	
監査対象所属	企画県民部 生涯学習文化課	
監査対象期間	平成 2 3 年度	

監査実施日	平成 24 年 6 月 6 日、7 月 13 日 監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<b>(指導事項)</b> 2 件 (収入 1、物品 1)	1) 自動販売機等の行政財産使用料の調定が遅延していた。	業務従事期間は 6 ヶ月以内（1 回に限り更新できる」と定められているが、労働契約書の契約期間が 6 ヶ月を超えて定められていた。また、雇用実施状況報告書に日々のないものがあった。
監査対象期間	平成 23 年度	業務従事期間には、「新規雇用者の業務従事期間は 6 ヶ月以内（1 回に限り更新できる」と定められているが、労働契約書の契約期間が 6 ヶ月を超えて定められていた。また、受託者からの報告書等の提出書類には、必ず提出等の日付を記入させるとともに、複数の職員でそれを確認する。
監査実施日	平成 24 年 6 月 7 日、7 月 13 日 監査の結果	1) 平成 23 年度の調定については減額率の決定等に時間を要したため調定が遅延してしまったが、平成 24 年度の調定については事務処理を迅速に行ない、遅滞なく調定した。 今後とも適切な時期に調定を実施する。 2) 平成 24 年度の舞台照明調光卓のリース物品について、財務品については、占有物品受入調書及び受入調書が作成されていなかった。
監査対象所属	リニア交通局 リニア推進課	今後とも占有物品受入調書及び払出調書の作成について、適正に処理する。
監査対象期間	平成 23 年度	
監査実施日	平成 24 年 6 月 7 日、7 月 13 日 監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<b>(指導事項)</b> 2 件 (財産 2)	1) 平成 23 年度分の行政財産使用許可に係る公有財産貸付移動報告がなされていないものがあった。 2) 都留市から使用を許可されたリニア見学センター改修部分に係る土地について、借受財産移動報告がなされておらず、借受財産台帳が未整備であった。	1) 平成 24 年 4 月 1 日付けで、貸付移動報告書を提出。 今後は、使用許可の事務処理後、移動報告書を直ちに提出するよう徹底する。 2) 平成 24 年 6 月 12 日付けで、借受財産移動報告書を提出し、台帳整備。 今後は、使用許可書の受領後、移動報告書を直ちに提出するよう徹底する。
監査対象所属	総務部 職員厚生課	
監査対象期間	平成 23 年度	
監査実施日	平成 24 年 8 月 1 日、8 月 29 日 監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<b>(指導事項)</b> 2 件 (収入 1、物品 1)	1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 県立大学授業料 過年度分 先数 5 件 1,160,900 円	1) 収入未済 1 件について、相手方に納入依頼と状況確認を継続しているが現状では徵收困難な状況が続いている。 引き続き、状況を把握するとともに納入を催促していく。
監査対象所属	総務部 私文書課	
監査対象期間	平成 23 年度	
監査実施日	平成 24 年 8 月 1 日、8 月 29 日 監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<b>(指導事項)</b> 1 件 (収入 1)	1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 県立大学授業料 過年度分 先数 5 件 1,160,900 円	1) 授業料未納者に対し督促を行ってきたが、消滅時効が到来した 2 件（計 357,200 円）については不納欠損処分を行い、残り 3 件（計 803,700 円、平成 25 年 2 月 18 日現在）については、その保証人に対して支払の督促を行っている。 今後も、未納者本人及び保証人に對しおき続き督促を行っていく。
監査対象所属	総務部 市町村課	
監査対象期間	平成 23 年度	
監査実施日	平成 24 年 8 月 2 日、8 月 29 日 監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<b>(指導事項)</b> 3 件 (支出 2、契約 1)	1) 山梨県市町村合併支援特別交付金において、補助事業内容に変更（交付事業に係る経費が申請時より 20%以上減少）があったが、補助金交付要綱第 9 条に基づく変更承認申請書が提出されておらず、変更の手続きがされていなかつた。 2) 市町村振興資金の貸付けのうち「名勝景観の貸付け」について、土地購入費に対する資金の貸付けについて、土地購入の完了の確認は行われていたが、駐車場整備事業の完了の確認は	契約において、業務仕様書には、「新規雇用者の業務従事期間は 6 ヶ月以内（1 回に限り更新できる」と定められているが、労働契約書の契約期間が 6 ヶ月を超えて定められていた。また、受託者からの報告書等の提出書類には、必ず提出等の日付を記入させるとともに、複数の職員でそれを確認する。
監査対象所属	総務部 税務課	
監査対象期間	平成 23 年度	
監査実施日	平成 24 年 8 月 7 日、8 月 29 日 監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<b>(指導事項)</b> 1 件 (契約 1)	1) 県外ナンバー自動車登録替え促進事業委託契	1) 今後は、対象市町村に対して、補助金交付要綱第 10 条に基づき実施状況の確認を行い、必要に応じて変更申請書の提出を求め、交付要綱に則った適切な事務を執行する。 2) 市に駐車場整備の完了を確認できる書類の提出を依頼し、駐車場整備の完了について確認を行った。 今後は、土地購入だけを貨物対象とした
監査対象所属	総務部 税務課	
監査対象期間	平成 23 年度	
監査実施日	平成 24 年 8 月 7 日、8 月 29 日 監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<b>(指導事項)</b> 1 件 (契約 1)	1) 県外ナンバー自動車登録替え促進事業委託契	1) 今後、事業に関連する要綱、要領、委託

監査対象所属	福祉保健部 児童家庭課
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年7月4日、8月1日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 2件 (支出1、給与1)	
1) 公用車の保管場所変更に要する経費の前渡資金精算事務において、領収書を紛失したうえ、前渡資金精算書の提出が9ヶ月以上遅延していった。	1) 精算を要する前渡資金については、領収書等の証拠書類を適切に管理し、遅延が生じないよう管理票を作成して精算事務を適正処理するよう徹底を図る。
2) 山梨県立病院機構派遣（医務課付き）から平成24年4月1日に福祉保健総務課に異動した職員について4ヶ月分の扶養手当が行わなかったため4ヶ月分の扶養手当が未支給となっていた。	2) 未支給となっていた扶養手当については平成24年8月給与支給の際に4月に遡って追給した。山梨県立病院機構派遣復帰職員の手当について、認定・入力者と別の職員が同じ処理過程を確認することにより、認定時におけるシステム入力上の漏れ防止を図る。
監査対象所属	福祉保健部 長寿社会課
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年7月3日、8月1日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 2件 (収入2)	
1) 蔓延について、次のとおり収入未済があった。	1) 収入未済消解のため、貸付業務（償還債務を含む）を委託している（社福）山梨県社会福祉協議会と共同で、滞納者及びその連帯保証人に對し、催告状の送付、電話による催還依頼、ヒアリングを実施し、早期の償還を働きかけている。
2) 高齢者居室等整備資金利子收入過年度分 先数 17件 2,526,976円	○ 平成24年度回収結果 （平成25年1月末現在） ①高齢者居室等整備資金償還金 過年度分 先数 12件 671,968円 ②高齢者居室等整備資金利子收入 過年度分 先数 8件 83,020円
2) 上記の収入未済に係る「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定められた督促状の発行が遅延しているものがあった。	2) 上記の収入未済に係る「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定められた督促状の発行が遅延しているものがあった。

監査対象所属	福祉保健部 児童家庭課
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年7月4日、8月1日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 7件 (収入3、支出2、財産1、重点1)	
1) 蔓入について、次のとおり収入未済があった。	1) 現在、収入未済金の回収のため、次の措置を継続実施している。 ①電話による納付指導 ②文書による納付指導 ③訪問による納付指導 ④債務承認書の徵収または一部債務の納付による消滅時効の中斷措置 ⑤個々の状況に応じた納付方法（分割納付）の採用等 ⑥滞納処分のための財産調査（児童入所施設による収入未済金に限る） 今後も収入未済の回収に努めるとともに、債権管理の適正化を図っていく。 ○ 平成24年度回収結果 (平成25年1月末現在) ①児童入所施設保護者負担金 過年度分 8,275,579円 平成23年度分 5,340,272円 合計 先数 14件 61,575,851円 ②雑入（児童入所施設等措置費返還金） 過年度分 先数 5件 140,266円 ③雑入（児童扶養手当の過誤払い等の返納金） 過年度分 先数 36件 11,476,510円
[一般会計]	
①児童入所施設保護者負担金	①児童入所施設保護者負担金 過年度分 708,105円 平成23年度分 649,440円 合計 先数 35件 1,357,545円 ②雑入（児童扶養手当の過誤払い等の返納金） 過年度分 先数 2件 25,210円 ③雑入（児童扶養手当の過誤払い等の返納金） 過年度分 先数 12件 689,040円
[母子寡婦福祉資金特別会計]	[母子寡婦福祉資金特別会計] ①母子福祉資金貸付金償還金 過年度分 2,878,809円 平成23年度分 90,550円 合計 先数 7件 2,969,359円 ②母子福祉資金貸付金償還金利子 過年度分 先数 1件 66,273円 ③母子福祉資金貸付金償還金 過年度分 先数 1件 66,273円 ④母子福祉資金貸付金償還金 過年度分 先数 1件 25,500円
2) 上記の収入未済に係る「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定められた督促状の発行が遅延しているものがあった。	2) 今年度については、補助金交付申請及び変更交付申請の提出について、定められた提出期限の前に市町村担当者に申請の有無を確認し、期限内に申請書が到達するよう

出されたものを受理し、それぞれ交付決定、変更交付決定をしていました。

また、起案の段階で決裁区分担当者が注  
指導した。

また、起業の段階で次級区分担当より白い住民登録カード等記載内容に誤りが生じないよう努めている。  
なお、今年度における補助金交付申請等について提出期限を過ぎて受理されたものはない。

3)児童入所施設等措置費返還金の収入未済に係る「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する」

3) 平成24年8月1日督促状発付処理済み。

る規則」に定められた賛助扶助が発付されていなかった。  
4)児童入所施設保護者負担金に係る延滞債権管理制度について、山梨県債権管理ガイド「ドライイン」に定める様式に準じて作成されていなかった。  
5)児童入所施設保護者負担金、児童扶養手当返還金の収入未済金のうち、地方自治法第236条の規定に基づく消滅時効が完成しているものについて、一部、不納欠損処理が遅延しているものがあった。

①児童福祉施設入所児童保護者負担金の収入未収額にかかる不納欠損処理  
・平成 23 年度中に消滅時効を迎えた収入未済金は平成 24 年 7 月 31 日に不納欠損処理

・平成24年度中に消費特効を迎えた収入未済金は、3月中に不納欠損処理を行った。  
②児童扶養手当返還金の収入未済額にかかる

・平成23年度中に消滅時効を迎えた収入未済金は平成24年8月8日に不納欠損処理を行った。

6)乳幼児医療対策事業費補助金及びひとり親家庭医療対策事業費補助金において、市町村の補助金算定に使用するための基礎資料の指示に誤りがあったため、補助金が交付不足となっていた。

○調査結果  
平成 20 年度から平成 23 年度までに県が交付した医療対策事業費補助金について、要追加交付額調査を行った。  
【追加交付額】

○追加支払事務処理	28千円
調査結果を基に、2月補正予算に計上し、平成24年度に市町村に追加支払した。	

・平成24年4月以降は、補助金の算定基礎となる数値が正確に表示された帳票を国民健康保険団体連合会が市町村に提供している。

・今後は、事務の精度を更に高めるため、市町村から定期的に数値報告を提出させるとともに、国民健康保険団体連合会から補助金の算定に必要なデータの提供を受けてい

	<p>報告内容を精査するなど、県と市町村の二重チェック機能を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・また、市町村等関係機関が参加する情報交換会、研修等を定期的に実施し、より質の高い事務処理が行われるように努める。</li> </ul> <p>7) 借受財産について、借受財産台帳への登録に地番及び地積に誤りのあるものがあった。</p> <p>(7) ○地番について</p> <p>愛宕山ことどもの園の敷地については、県有地と借受財産（恩賜国有財産）が一括的に活用されていることから、公有財産台帳の口座名は愛宕山ことどもの国で一本化されおり、公有財産台帳及び借受財産台帳において、愛宕山ことどもの園の地番は公有財産全体の主たる所在地が表示されている。</p> <p>財産台帳の所在地については、ひとつの口座に対してひとつ地番の登録が可能であり、借受財産台帳のみ所在地を変更することはできないため、借受財産台帳の借受土地注記欄に借受土地の所在地を記載するよう管財課に依頼した。</p> <p>○地積について</p> <p>借受財産台帳を修正した。</p>
--	---

	<p>報告内容を精査するなど、県と市町村の二重チェック機能を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・また、市町村等関係機関が参加する情報交換会、研修等を定期的に実施し、より質の高い事務処理が行われるように努める。</li> </ul> <p>7) 借受財産について、借受財産台帳への登録に地番及び地積に誤りのあるものがあった。</p> <p>(7) ○地番について</p> <p>愛宕山ことどもの園の敷地については、県有地と借受財産（恩賜国有財産）が一括的に活用されていることから、公有財産台帳の口座名は愛宕山ことどもの国で一本化されおり、公有財産台帳及び借受財産台帳において、愛宕山ことどもの園の地番は公有財産全体の主たる所在地が表示されている。</p> <p>財産台帳の所在地については、ひとつの口座に対してひとつ地番の登録が可能であり、借受財産台帳のみ所在地を変更することはできないため、借受財産台帳の借受土地注記欄に借受土地の所在地を記載するよう管財課に依頼した。</p> <p>○地積について</p> <p>借受財産台帳を修正した。</p>
--	---

(平成 23 年度分) 2 件 19,700 円	④ 在宅重度心身障害者居室整備資金償還金 過年度分 33 件 457,660 円	⑤ 在宅重度心身障害者居室整備資金 利子收入 過年度分 33 件 86,932 円	2) 児童福祉総務費負担金（定期入所食費負担）の収入未済について「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定められた督促状が発付されていなかった。
(指導事項) 2 件 (収入 1 、支出 1 )	1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 山梨県看護職員修学資金貸付金償還金 過年度分 3,004,200 円 平成 23 年度分 897,212 円 合計 先数 23 件 3,901,412 円	監査の結果 講じた措置（又は今後の方針等）	2) 現在収入未済となっている児童福祉総務費負担金（定期入所食費負担）は、平成 4 年度から平成 14 年度のものであり、現在では、利用者と事業者の利用契約で、事業者が行われることとなつたため、県收入としての当該負担金の徴収はない。過去の収入未済については、文書、電話により、引き続き未収金の回収に努める。
(指導事項) 2 件 (収入 1 、支出 1 )	1) 山梨県看護職員修学資金の収入未済については、平成 22 年度末で過年度分 22 件、4,994,572 円、現年度分 1 件、108,000 円、合計 23 件、5,102,572 円であったが、1,201,160 円を削減し、平成 23 年度末で 23 件、3,901,412 円の収入未済となっている。平成 24 年度には、9 件、1,185,612 円を削減した。	監査の結果 講じた措置（又は今後の方針等）	3) 一部作成されていなかった件は、平成 23 年度に滞納となつた件で、現在は収納済となっている。今後は、債権回収及び処理マニュアルに則り事務に遺漏のないよう適正に行う。
(指導事項) 2 件 (収入 1 、支出 1 )	1) 山梨県看護職員修学資金の収入未済については、平成 22 年度末で過年度分 22 件、4,994,572 円、現年度分 1 件、108,000 円、合計 23 件、5,102,572 円であったが、1,201,160 円を削減し、平成 23 年度末で 23 件、3,901,412 円の収入未済となっている。平成 24 年度には、9 件、1,185,612 円を削減した。	監査の結果 講じた措置（又は今後の方針等）	4) 各科目のうち、消費税が含まれている科目と、消費税が含まれない科目を分けて、改めて精算を行つた。
(指導事項) 2 件 (収入 1 、支出 1 )	1) 山梨県看護職員修学資金の収入未済については、平成 22 年度末で過年度分 22 件、4,994,572 円、現年度分 1 件、108,000 円、合計 23 件、5,102,572 円であったが、1,201,160 円を削減し、平成 23 年度末で 23 件、3,901,412 円の収入未済となっている。平成 24 年度には、9 件、1,185,612 円を削減した。	監査の結果 講じた措置（又は今後の方針等）	5) 重度心身障害者医療対策事業費補助金において、市町村の補助金算定期間を使用するための基礎資料の指示に誤りがあったため、補助金が交付不足となっていた。

監査対象所属 監査対象期間 監査実施日 (指導事項) 1 件 (収入 1 )	福祉保健部 衛生業務課 平成 2~3 年度 平成 24 年 7 月 5 日、8 月 1 日 1) 毒物薬物取扱者試験受験願書の収入証紙の過誤納付について、納人から過誤納付金の返付請求をさせる等の事務処理が行われていなかった。	監査の結果 講じた措置（又は今後の方針等）	1) 年度に向けた対応 ・ 平成 24 年 4 月以後は、補助金の算定期間となる数値が正確に表示された帳票を国民健康保険団体連合会が市町村に提供していくので、今回の問題は解消した。 ・ 今後は事務の精度を更に高めるため、市町村から定期的に数値報告を提出させるとともに、国民健康保険団体連合会から補助金の算定期間が必要なデータの提供を受け、報告内容を精査するなど、県と市町村の二重チェック機能を強化する。 また、市町村等関係機関が参加する情報交換会、研修等を定期的に実施し、より質の高い事務処理が行われるように努めていく。
監査対象所属 監査対象期間 監査実施日 (指導事項) 1 件 (収入 1 )	福祉保健部 健康増進課 平成 2~3 年度 平成 24 年 7 月 5 日、8 月 1 日 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 遷延性意識障害者助成金の過払い分 平成 19 年度分 先数 1 件 15,000 円	監査の結果 講じた措置（又は今後の方針等）	1) 納人に過誤納付金の返付請求書を提出させ、これに過誤納付金の返付依頼書をつけて会計管理者あてに送付することにより返付した。
監査対象所属 監査対象期間 監査実施日 (指導事項) 1 件 (収入 1 )	福祉保健部 健康増進課 平成 2~3 年度 平成 24 年 7 月 5 日、8 月 1 日 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 遷延性意識障害者助成金の過払い分 平成 19 年度分 先数 1 件 15,000 円	監査の結果 講じた措置（又は今後の方針等）	1) 平成 25 年 1 月 16 日 甲府簡易裁判所に支払督促申立書を提出し、受理された。

監査対象所属	森林環境部 森林環境総務課
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年6月20日、7月31日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 4件 (支出1、給与2、物品1)	
1) 森林環境部精算システム機器等賃貸借契約の再リース契約において、予定期が再リース前の契約金額となっており、実例価格等を考慮して定められていなかった。	1) 再リース契約についても、実例価格等を考慮しながら適切な契約となるよう改めている。
2) 休日勤務手当の支給対象とならない管理職手当の受給者に対して休日勤務手当を支給していた。	2) 休日勤務手当について対象者に返納させた。
3) JRを利用している職員が乗車区間を変更したことによる通勤手当の返納額について、通勤手当に関する規則第17条第2項第1号の規定によらず、定期券を実際に払い戻した日において払い戻された額としたため、過大な額を返納させていた。	3) 過大認定した通勤手当返納額を通勤手当に関する規則の規定に基づき計算した額に修正し、差額を対象者に返納した。
4) ファクシミリのリース物品について、財務規則第168条に規定する占有品払出調書及び受入調書が作成されていなかった。	4) ファクシミリのリース期間に対応した占有品払出調書及び受入調書を適切に作成した。

監査対象所属	森林環境部 森林整備課
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年6月15日、7月26日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 (収入1)	
1) 歳入について次のとおり収入未済があった。	1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
大気常時監視自動計測器の製造販売業者による独占禁止法違反事件に関する損害賠償請求	1) 支払を求め提訴し、現在係争中。今後は、結審あるいは和解の結果を受け、収入事業を行なう。
2) 上記の収入未済について、「山梨県債権管理ガイドライン」に定める延滞債権管理簿が作成されていなかった。	2) 延滞債権管理簿を作成した。今後は、「山梨県債権管理ガイドライン」に基づき適正に管理簿を作成していくとともに、管理簿の情報が最新となるよう整理していく。
3) 購入した切手について、財務規則第243条に規定する郵便手類受払簿に一部記載漏れがあり、年度累計が相違していた。また、物品取扱補助者が引継はされていたが引継終了時に必要な記名押印がなされていなかった。	3) 郵便手類受払簿を正しく整理し、引継の手続きを行なった。今後は、引継の手帳を記載しておらず引継書に記載する。また、物品取扱補助者が切手の管理を行ない、切手を使用する際の受払簿への記入について、その都度チェックしていく。
監査対象所属	森林環境部 環境整備課
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年6月14日、7月26日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 (収入1)	
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。(土砂崩落関係に係る不当利得の返還請求)	1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。(土砂崩落関係に係る不当利得の返還請求)
平成23年度分 先款1件 31,768,800円	平成23年度分 先款1件 31,768,800円
収入未済の概要	①雑入 林地開発許可の規定(森林法第10条の2)に違反し投棄された土砂が崩落し、一級河川を堰き止め下流世帯に災害の恐れがあつたため、県(森林整備課及び治水課)が原因者に代わって緊急措置として行った対策工事等に係る平成18年8月に支払った費用については、完成直後から請求が可能となるが、まだ大量に土砂が埋積しており、別途県が原因者に復旧命令を発出した工事の進捗状況を見ながら請求の時期を検討することとした。
3) 郵便手類受払簿を正しく整理し、引継の手続きを行なった。今後は、引継の手帳を記載しておらず引継書に記載する。また、物品取扱補助者が切手の管理を行ない、切手を使用する際の受払簿への記入について、その都度チェックしていく。	しかししながら、復旧工事の進捗がなかなか困難を重ねた上で、平成23年8月に河川法及び民法の規定により原因者に対して返還請求を

行ったもの。

監査対象所属	森林環境部 林業振興課
監査実施期間	平成23年度
監査実施日	平成24年6月15日、7月26日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 (収入1)	1) 蔓人について、次のとおり収入未済があった。 〔一般会計〕 ①林業構造改善事業費補助金返還金 過年度分 10,000,000円 平成23年度分 4,867,804円 合計 先数 1件 14,867,804円
(特別会計)	[特別会計] ①林業・木材産業改善資金償還金 過年度分 7,600,000円 平成23年度分 5,100,000円 合計 先数 3件 12,700,000円
(指導事項) 2件 (収入1、支出1)	1) 蔓人について、次のとおり収入未済があった。 〔一般会計〕 ①工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数 3件 24,074円 〔恩賜県有財産特別会計〕 ①行政財産使用料 過年度分 1,106円 平成23年度分 26,160円 合計 先数 2件 27,266円 ②土地貸付料 過年度分 23,484,331円 平成23年度分 4,721,855円 合計 先数 15件 28,206,186円 ③違約金及び延滞利息 過年度分 2,807,184円 平成23年度分 25,303円 合計 先数 16件 2,832,487円
監査対象所属	森林環境部 県有林課
監査実施期間	平成23年度
監査実施日	平成24年6月19日、7月31日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 2件 (収入1、物品1)	1) 蔓人について、次のとおり収入未済があった。 〔清里の森〕別荘地の建物取去・土地明渡し請求訴訟に係る建物強制取去経費 平成15年度分 先数 1件 2,935,800円
2) リース物品である恩賜国有財産土地管理システム機器について、年度中途で機器の更新がかったが、財務規則第168条に規定する占有物品受入調書及び払出調書が作成されていなかつた。	2) リース物品である恩賜国有財産土地管理システム機器について、年度中途で機器の更新がかったが、財務規則第168条に規定する占有物品受入調書及び払出調書が作成されていなかつた。

(指導事項) 1件 (工事1)	1) 林道の維持管理業務に係る契約変更手続 約金額を大幅に超える業務を事前に変更委付 負担行為向いの決裁を経たうえ変更契約の手 続きを行わないと工事打合簿により請負業者 に指示し施工させていた。
1) [一般会計]	1) 林道の維持管理業務に係る契約変更手続 約金額を大幅に超える業務を事前に変更委付 負担行為向いの決裁を経たうえ変更契約の手 続きを行わないと工事打合簿により請負業者 に指示し施工させていた。
〔一般会計〕	〔一般会計〕
①工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 1件 14,317円については毎年、債務者 と面談(4,5,6,8,11,12月)による督促と 専門家による回収を行なった。 この結果、過年度分 620,000円が償還さ れた。今後とも債権回収に努めていく。	度分 1件 14,317円については毎年、債務者 と面談(4,5,6,8,11,12月)による督促と 専門家による回収を行なった。 この結果、過年度分 620,000円が償還さ れた。今後とも債権回収に努めていく。
〔恩賜県有財産特別会計〕	〔恩賜県有財産特別会計〕
①行政財産使用料 過年度分 1,106円 平成23年度分 26,160円 合計 先数 2件 27,266円	度分 1件 14,317円については毎年、債務者 と面談(4,5,6,8,11,12月)による督促と 専門家による回収を行なった。 この結果、過年度分 620,000円が償還さ れた。今後とも債権回収に努めていく。
②土地貸付料 過年度分 23,484,331円 平成23年度分 4,721,855円 合計 先数 15件 28,206,186円	度分 1件 14,317円については毎年、債務者 と面談(4,5,6,8,11,12月)による督促と 専門家による回収を行なった。 この結果、過年度分 620,000円が償還さ れた。今後とも債権回収に努めていく。
③違約金及び延滞利息 過年度分 2,807,184円 平成23年度分 25,303円 合計 先数 16件 2,832,487円	度分 1件 14,317円については毎年、債務者 と面談(4,5,6,8,11,12月)による督促と 専門家による回収を行なった。 この結果、過年度分 620,000円が償還さ れた。今後とも債権回収に努めていく。
〔恩賜県有財産特別会計〕	〔恩賜県有財産特別会計〕
④雜入 (和解に基づく帶納貸付料の納入に係る利息、 清里の森別荘地の未払貸料、損害金及び延滞 違約金の支払い請求訴訟に係る損害金)	〔恩賜県有財産特別会計〕
過年度分 先数 2件 569,930円	1) 平成15年度分 1件 60,107円及び平成16年 度分 1件 14,317円については毎年、債務者 と面談(4,5,6,8,11,12月)による督促と 専門家による回収を行なった。 この結果、過年度分 620,000円が償還さ れた。今後とも債権回収に努めていく。
〔清里の森〕別荘地の建物取去・土地明渡し 請求訴訟に係る建物強制取去経費	1) 平成24年3月28日に、債務者宅を訪問 したが、不動産のため郵便受けに連絡を要請 するメモを投函したほか、マンション管理 事務所で居住を確認した。 今年度は、平成24年5月31日に文書によ る督促を行なったところであり、引き続 き文書や訪問による督促を行ない、債権回 収に努めしていく。
平成15年度分 先数 1件 2,935,800円	2) 指摘を受けた平成24年4月1日付けで古 い機器について、年度中途で機器の更新があ ったが、財務規則第168条に規定する占有物品 受入調書及び払出調書が作成されていなか った。
監査対象所属	森林環境部 中北林務環境事務所
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年5月10～11日、5月31日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）

以上の該当者に「催告書」及び「最終通告書」の送付等により納入を促している。

これらは催促後、なおも納付されない場合は電話督促を続けるとともに、議会の議決を経て「訴訟手続き」に移行し対応している。

2) 「滞納が1年目以下であり、滞納が累積していない滞納者」については、適宜電話をかけ、早期納入と滞納が累積しないよう指導している。

3) 提訴の対象となる「滞納金額が概ね10万円以上、期間が1年以上」の対象者については、電話督促を行ないながら事情を聴く中で、滞納原因をつきとめ、権利譲渡による精算や分割による納付促進等、解決策を提示する等きめ細かな対応に努めている。

4) 延滞違約金の未収金については、延滞違約金の支払いに反覆を抱いて滞納している者もいることから、延滞違約金の趣旨等を説明するとともに支払いを求めて粘り強く説得している。

5) 今後、事業を執行する際には、幹事課との事前協議を密にし、執行所属として財務規則等会計規程に則り、適切な科目で執行する。

監査対象所属	森林環境部 島根林務環境事務所
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年5月9～11日、6月8日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）

監査対象所属	森林環境部 岐南林務環境事務所
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年5月14～15日、6月13日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）

監査対象所属	森林環境部 岐南林務環境事務所
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年5月14～15日、6月13日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）

監査対象所属	森林環境部 岐南林務環境事務所
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年5月14～15日、6月13日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）

監査対象所属	森林環境部 富士・東部林務環境事務所
監査対象期間	平成23年度

ついている状態であり、もう1社は会社を解散し、精算段階の状況。いずれも督促を継続しているが回収できていない。

今後も同様の債権を持つ関係各課と連携のうえ、引き続き粘り強く督促等を継続する。

2) 平成24年度の同調定は5月末に行なった。来年度以降も使用許可に関する事務が整い次第、速やかに調定を行なうこととする。

3) 前後任の物品取扱者で引継年月日の記載と記名押印を行なった。

今後、物品取扱者の交代があつた際には、事務引継に際し、必ず記名押印をする。

4) 指摘を受け、当該リース物品について古有物品払出調書を作成した。

24年度からは、リース期間の満了時に遅滞なく払出調書の作成を行なう。

5) 遅やかに事務引継書の作成をした。

今後、収入通知者は支出命令者の交替が事務引継に際し、必ず財務規則に規定された事務引継書を整備する。

6) 指摘を受け即座に督促開始時点に遅延して債権管理等を作成し、その後の折衝内容等を随時記録している。